

**Subject:**労働安全衛生規則改正（一人親方等関連）

**Date:**Tue, 26 Apr 2022 02:18:59 +0000

**From:**高橋 元

**CC:**

各支部長様

(C.C. 役員各位様、後藤顧問)

本部、高橋です。お世話になってます。

**令和 4 年 4 月 15 日付けで、労働安全衛生規則が改正**され、事業者への措置義務を 1 人親方等への充分周知がなされるようにされました。

これは、**建設アスベスト訴訟において最高裁判決に基づくものです。**

なお、**施行は令和 5 年 4 月 1 日**です。規則改正の**官報公示は次の HP サイト**です。

この官報の 8 ページから 76 ページが安衛則関連該当部分です。

[インターネット版官報 \(npb.go.jp\)](https://www.npb.go.jp/)

<https://kanpou.npb.go.jp/20220415/20220415g00083/20220415g000830008f.html>

この改正の施行通達（基発 0415 第 2 号）と周知パンフレットを添付ファイルで送付いたします。

よろしく願いいたします。